

# Nアートおおつ居宅介護支援事業所 運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社日本看護サービス（以下「事業者」という。）が開設するNアートおおつ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法及び大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例による指定を受ける居宅介護支援事業（以下「指定居宅介護支援事業」という。）は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 前4項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年3月20日大津市条例第53号）」の規定を遵守する。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 Nアートおおつ居宅介護支援事業所
- ② 所在地 滋賀県大津市大江4丁目21-18

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ② 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

- ② 営業時間：午前9時から午後4時45分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所：利用者又はご家族等の指定する場所
  - ② 使用する課題分析票の種類：全社協方式
  - ③ サービス担当者会議の開催場所：利用者又はご家族等の指定する場所
  - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回
  - ⑤ モニタリングの結果記録：1ヶ月に1回
- 2 居宅介護支援利用料は法定料金に準ずるものであり、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたりについて決められている。法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担は発生しない。ただし、下記のア～エに該当する場合、利用料金が発生する。この場合、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書を市町村へ提出し利用料金の償還払いを受けることができる。
- ア 「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」をあらかじめ市へ提出していなかった場合
  - イ サービスを受ける際に被保険者証を提示できない場合
  - ウ 介護保険料の滞納によりサービス利用時の償還払い化が義務づけられている場合
  - エ その他、緊急時や他のやむを得ない理由によりサービスを受けた場合など
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり20円の金額を徴収する。ただし、利用者状況を考慮して交通費を徴収しない場合もある。
- 4 記録物の複写を必要とする場合は、1枚につき10円の金額を徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 利用料等の支払を受けた場合、利用者に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、天津市のうち、下阪本、唐崎、志賀、長等、中央、逢坂、平野、膳所、晴嵐、富士見、石山、南郷、大石、田上、上田上、青山、瀬田南、瀬田、瀬田北、瀬田東小学校区とする。

(身分証携行義務)

第8条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

(事故発生時の対応)

- 第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。
- 2 介護支援専門員等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場

合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

- 第10条 事業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置づけるべき旨の指示などを行わないものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わないものとする。
  - 3 事業所の居宅介護支援専門員によるサービスを利用させる対償として、居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益收受を行わないものとする。

(個人情報保護)

- 第11条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

- 第12条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
  - 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
  - 6 事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(記録の整備)

第13条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないものとする。

- 1 居宅サービス事業者等との連絡調整に関する書類
- 2 利用者個々の居宅サービス計画、アセスメントの結果記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果記録を記載した介護支援台帳
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(人権擁護・虐待防止)

第14条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(暴力団排除)

第16条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修：年4回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

2022年8月1日 施行

2023年10月20日 改定